

日本橋税理士法人

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 塩野・溝口・谷井・日山

新年あけましておめでとうございます

今年もよろしくお願ひいたします

若年層への資産移転 贈与税の非課税特例大幅拡充

政府・与党は2015年度税制改正で、高齢層から若年層への資産移転を促す贈与税非課税制度を大幅に拡充します。祖父母や親が、子や孫に結婚や出産・育児費用を一括して贈与する場合の贈与税非課税制度を新たに創設。住宅購入資金や教育費をまとめて贈与する場合の非課税制度も期限を延長し、住宅については枠も1500万円まで拡大します。

高齢層が6割を保有するといわれる国内の個人金融資産を、消費意欲の強い若年層に移転し、消費を後押しすると同時に子育て支援を強化します。

新たに設ける制度は、祖父母や親が信託銀行などに子や孫の名義で口座を開設し、一括して預けた資金を対象とします。用途は結婚や出産・育児への支出に限り、領収書を付して引き出した分については贈与税を非課税とします。非課税枠は子や孫1人当たり1000万円とする案が有力で、15～17年度の時限措置とすることを検討しています。

また、住宅購入資金を祖父母や親から援助してもらった際の贈与税の非課税制度については、26年末とっていた期限を数年延長します。非課税枠は現行の1000万円から1500万円に引き上げます。26年4月の消費増税以降、住宅販売が低迷を続けているこ

とから、住宅購入のでこ入れを図ります。

一方、祖父母や親が子や孫に教育費をまとめて贈与する場合、非課税とする制度も27年末に期限を迎えます。今回の税制改正ではこの期限を3年程度延長する方向です。

現行制度では通常、1人当たり年110万円を超える贈与を受けた場合は贈与税を納めなければなりません。結婚や育児費用を含め、祖父母や親が子や孫に生活費や教育費を必要な都度、渡す場合は相続税法の規定で贈与税は非課税となりますが、一括贈与は認められていないため、税制改正で新たに対応します。

国税庁 番号制度の様式関係の情報提供スケジュールを公表

国税庁は12月5日、法定調書提出義務者・源泉徴収義務者となる事業者となるための社会保障・税番号制度の概要と、法定調書等の様式関係の情報提供スケジュールを公表しました。

平成28年1月以後に個人番号及び法人番号の利用開始が予定されています。今回は現時点における法定調書等の様式案として「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」などのイメージを公開しました。年末調整関係や法人税の申請書等の様式案は27年3月までに公開する予定です。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 12月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....1月13日 |
| 2. 7～12月分源泉所得税の納付(特納分) | 納付期限.....1月20日 |
| 3. 11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....2月2日 |
| 4. 5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....2月2日 |
| 5. 2月・5月・8月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....2月2日 |